

野生イノシシのASF・CSF検査における外部検査施設との契約方法の整理

(サーベイランス以外)

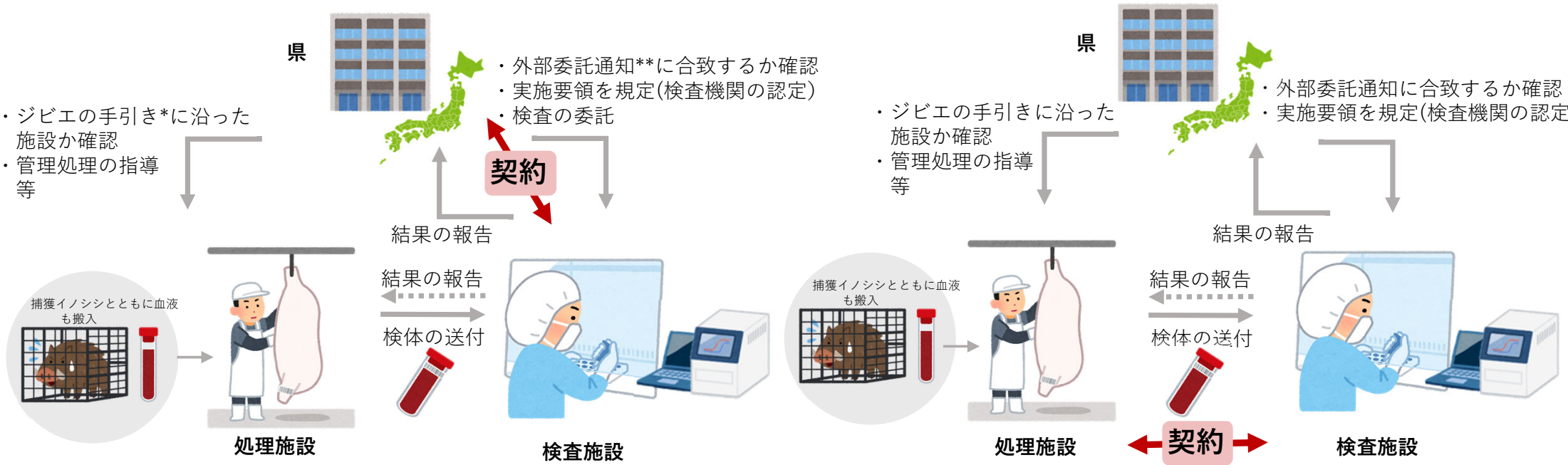
参考 3

A. 県が血液PCR検査等を検査機関に委託契約 B. 処理施設が出荷時の検査を検査機関と契約

契約の主体：県(野生イノシシの捕獲地点の都道府県)・検査施設

契約の主体：処理施設・検査施設

県が外部委託通知に基づき定める要領に検査施設を示すことで「ジビエの手引き」に沿った施設として認定



〈検査における交付金（国の補助金）の活用について〉

	A	B
鳥獣交付金	○ 手引きに基づくジビエ利用を目的とした場合(定額)	×
消安交付金	○ サーベイランスの場合(1/2)	×

契約に際し、県が以下の2点を確認すること

- ① 処理施設がジビエの手引きに沿っていること
- ② 検査施設について委託が可能であり、実施要領を規定していること（県の委託候補になり得ること。なお、処理施設が県外となる場合にあっては、処理施設が所在する県に情報共有し、対応についてあらかじめ確認すること。）

*豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きについて **野生いのししにおける豚熱及びアフリカ豚熱の検査を外部機関へ委託する場合の基本的な考え方について